

平成25年度 第2回

小金井市緑地保全対策審議会会議録

平成25年度 第2回小金井市緑地保全対策審議会会議録

1. 開催日 平成26年2月10日（月）
2. 時間 午前9時00分から11時00分まで
3. 場所 小金井市役所第二庁舎801会議室
4. 案件 (1) 市の主な緑化施策について
(2) 保全緑地の指定状況について
(3) その他

5. 出席者 (1) 審議会委員（9名）
会長 真山 茂樹
副会長 岩村 沢也
委員 高橋 賢一
鶴切 博義
片岡 康子
柏原 君枝
平井 安代
上原 佐世子
小山 茂

- (2) 説明員
環境政策課長 石原 弘一

- (3) 事務局員
緑と公園係長 森 純也
緑と公園係 高橋 俊彦
" 根岸 雄一
" 目黒 敏夫

平成25年度

第2回小金井市緑地保全対策審議会

会長

それでは、雪のため遅れている委員の方もいらっしゃるかもしれませんが、定刻を過ぎておりますので、この辺で、始めていきたいと思っております。

おはようございます。今日は本当に、先日の雪で、凍っていたり、まだ雪が残ったりしてるところで、大変歩きにくいところ、あるいは車の運転しにくいところ、お集まりいただき、ありがとうございます。本当に皆さん、おけがもせず、お帰りの道も、無事に帰っていただきたいと思っております。

早速、今日の審議を始めてまいりたいと思っております。それから、前回の審議会、私、私用で欠席させていただきました。にもかかわらず、議事録を読ませていただきまして、非常に活発なご審議が行われておりまして、その結果、グラフ等の資料も用意していただくことができまして、会長がいないほうが、審議がスムーズに進むのではないかと、ちょっと思ったりなんかしたところもあったんですけども、本日もよろしく願いいたします。

それでは、座らせていただきます。案件の(1)ですね。「市の主な緑化施策について」、事務局のほうからお願いいたします。

事務局

皆さん、おはようございます。事務局を担当します根岸と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の資料ですけれども、先日、委員の皆様には、お配りさせていただいてはおりますが、まず1枚目が、次第、2枚目が「市の主な緑化施策」ということで、ホチキス留めしたものが1部。あとは、前回の議事録。次に、「生け垣県境調査及び啓発業務委託」ということで1部。もう1部が、「はけの道環境整備に伴う基礎調査業務委託」ということで、資料は準備させていただいております。

まず、資料の説明に入る前に、前回の議事録についてですけれども、ご発言内容に誤り等ないかどうか、ということを確認していただきたいと思っております。何か訂正等ございましたら、来週の月曜日、2月17日ですけれども、それまでにご一報いただければ、事務局で修正いたしますので、ご連絡いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

では、「市の主な緑化施策」から、説明を始めさせていただきます。1番、「都市公園等について」ということで、平成25年度実施事業としては、4つ挙げております。小長久保公園整備工事、こちらは平成24年度に用地取得をいたしまして、今年度、約460平米を、暫定整備ということで、整備工事を進めているところでございます。整備が完了次第、供用開始ということで、予定をしているところでございます。

2番目。「滄浪泉園はけうえ広場開園」。こちらが、滄浪泉園の隣接地になりまして、滄浪泉園の、ちょうど北西の部分に当たるところなんですが、平成23年度に用地取得した930平米がございまして、それを平成24年度に整備、そして、今年度から、滄浪泉園の開園日に合わせて、無料開園している区域になります。

3番目。「三楽公園園内等改修工事」。こちらが、三楽公園。場所が貫井南3丁目になるんですけども、園内の街路灯ですね。こちらの老朽化が進んでおりましたので、改修工事を行いました。

4番目。「花壇ボランティアとの花壇管理」。これは、昨年も同様だったんですけども、市民のボランティアの方と協働で、公園の花壇管理を行っておりまして、また来年度も、行っていく事業になっております。具体的な公園としては、小長久保公園、桜町公園、梶野公園、ぐみの木公園の4公園が、都市公園になるんですけども、こちらの公園で進めております。

説明が前後してしまうんですけども、それぞれの公園の場所については、次のページに、図面で場所を、位置を示してありますので、ご参考いただければと思います。

次に、都市公園関係で、平成26年度の予定事業ですけども、貫井南町の貫井けやき公園の用地取得を行う予定になっております。こちらは、民間の方からお借りした公園で、すでに開園して、利用できる状況になっているんですけども、その用地の一部を市が取得していく予定になっております。

2番目、こちらは先ほどご説明させていただきましたが、花壇ボランティアとの花壇管理ということで、今年度と同様に、来年度も市民のボランティアの方と、花壇の管理を行っていく予定です。

2番目。「児童公園等について」、ご説明いたします。今年度の事業と来年度の事業は、継続して行っていく予定になっておりまして、1番目、「東町トチノキ公園花壇造成等委託」ということで、こちらは東小金井駅の南口にある小さな公園なんですが、土留めの復旧と、花壇の造成を行っていく予定になっております。

2 番目の「花壇ボランティアとの花壇管理」。こちらは、上の都市公園のほうで説明した内容と同様になるんですけども、かしの木公園、もみの木公園、ゆずりは公園の3公園で、市民のボランティアの方と花壇の管理を行っていく、ということになっております。

3 番目。「緑地等について」。1 番目ですけども、前回の審議会で、委員の皆様にも、指定案ということで諮問させていただいた保全緑地。具体的には、環境緑地、公共緑地、保存樹木、保存生け垣の指定を行いました。

2 番目、上山谷緑地公園整備工事と開園。失礼しました。こちらは、整備工事ではなくて、開園ですね。平成 24 年度に、本町 3 丁目の寄付を受けた用地が、およそ 870 m²ありまして、こちらが北大通りのちょっと道を入ったところになるんですけども、緑地として現在整備されて、開園している状況になっています。

26 年度予定事業、1 番目。今年度と同様に、保全緑地の指定を進めていきます。

2 番目、下山谷の森整備工事を行う予定になっております。こちらについては、今年度に寄付を受けた用地がありまして、こちらの整備工事を、今年度中に契約自体は行うんですけども、今年度から来年度にかけて整備工事を行っていくという予定になっております。もともと環境緑地に指定されていた場所なのですが、こちら、所有者の方から寄付というご意向がありまして、整備をすることになりました。

ページをめくっていただきまして、「その他」ということで、平成 25 年度の実施事業ですが、今年度、生産緑地の追加指定を行いました。追加指定地区は、全部で 5 カ所。8,130 m²になっております。

2 番目。本庁舎の壁面緑化を行っております。こちらは、昨年度、今年度と同様に進めて行っている事業です。

3 番目。東京都苗木生産供給事業を活用。道路、公園、緑地、学校に、東京都から樹木を供給していただきまして、おおよそ 2,500 本、今年度補植をしております。

4 番目。小学校新一年生に入学記念樹を配布いたしました。毎年、ギンバイカを配布させていただいているんですけども、おおよそ 790 本、新一年生に配っております。

5 番目。自然保護教室。これは、今年度まだ実施してなくて、3 月に行う予定になってるんですけども、市報で市民の方を募集して、「庭いらずのガーデニング」というテーマで講習を行う、というものになっております。

6 番目。剪定ボランティアとの植栽管理。こちらにも継続して行っている

事業で、市内の公園や緑地などを、市民ボランティアの方に剪定していただいているというものになります。

7 番目。ヤマザクラ補植事業ということで、東京都と市民団体との協働事業で、玉川上水にヤマザクラを補植しております。

平成 26 年度予定事業ですが、公園等利用実態調査を行います。現在、選考を行っている段階で、今年度中に契約し、調査を行っていく予定になっております。

今年度行った事業と重複しているんですが、2 番目。生産緑地の指定を来年度も行います。また、本調査壁面緑化、4 番目、東京都苗木生産供給事業、5 番目、小学校新一年生に入学記念樹を配布、6 番目、自然保護教室、7 番目、剪定ボランティアとの植栽管理、8 番目、ヤマザクラ補植事業を、来年度も行っていく予定になっています。

事務局からの報告は、以上でございます。

会長 どうもありがとうございます。「市の主な緑化施策」につきまして、25 年度の実施事業、それから 26 年度の予定ということで報告をしていただきました。これにつきまして、ご質問、ご意見ございませんか。

柏原委員 すいません。全部、この公園のところは調べて、場所はわかったんですけども、その中に、1 つ、もみの木公園とあるんですね。もみの木公園というのは、場所がわからなくて、ゼンリンの地図を見ながら。ほかは全部わかりますし、私どもも、ちょっと調査しているところなんですが、もみの木公園は、この地図にも出てないでしょう。

事務局 申し訳ありません。もみの木公園については、前原町 4 丁目なんですけれども、この図面で言いますと、府中との市境ですね。ぐみの木公園から 100 メートルから 200 メートルぐらいのところにある公園です。

柏原委員 そうですか。もともとは、ぐみの木公園という名前なんですか。それとも、子ども何とか……。

事務局 すみません。図面に載ってないのが、もみの木公園で、図面にあるぐみの木公園の、すぐ近くにある公園でございます。

柏原委員 わかりました。結構、新しいんですか。

環境政策課長 新しいです。

柏原委員 わかりました。ありがとうございます。

鶴切委員 すいません。1つ質問です。下山谷の森整備工事。私のうちの隣のところですね。下山谷という言葉は、非常に懐かしい言葉で、我々が子どものころに使ってた言葉ですけども、この名前というのは、上のほうに上山谷というのがあるんですけど、中山谷と昔から言いましたけど。これは、名前はもう恒久的にこの名前になるんですか。

環境政策課長 今、予算が付いてるだけなので、仮称と括弧で付いている状態です。ただ、予算の名称を付けるにあたって、こういう特別な名前を付ける場合には、開園後もそのままの名前を付けることを想定して「下山谷の森」という名称を庁内では付けてございますので、整備後には仮称が取れて、「下山谷の森」というかたちで開園される予定です。

鶴切委員 下山谷、中山谷といっても、ほとんどわかる方いないんで、この上のほうを見ますと、例えば東町トチノキ公園とか、町の名前が入ったんですね。ですから、下山谷でも、下山谷を知ってる人というのは、もうほとんどいなくなっちゃったと思いますんで、緑町下山谷公園とか。何か地名が一発でわかるような名前にしたほうがいいんじゃないかと。名前をここで決めるなら、それであれなんですけども、市民に公募して付けるのも、一つの例かなと思いますけれども。ちょっと、下山谷という懐かしい名前が出てきたんで。

会長 そうですね。由来がわかるような、立て札でもあるといいですよ。

鶴切委員 そうですね。

会長 教育委員会が、本を、昔の小金井市の写真集をつくっていて、そのところに、昭和の12年ごろの地図が付いていまして、そこを見ると、下山谷、中山谷なんていう地名が入っているんですよ。そういうの、存在を知ってる人は、知ってはいるんですけども、知らない人は全く知らないような状態ですから、そういった古い地図が何かも一緒にくっついて、昔は、当時この辺、下山谷、上山谷と呼ばれていたとか、そういうようなのが。小長久保なんかも、そうですね。あると良いのではないかなと思います。

環境政策課長 上山谷緑地公園にも、上山谷の由来みたいなのを石碑に彫り込んで、現地を訪れた方が見えるようなかたちにしてございますので、下山谷も、下山谷って、どういう意味かというところは、わかるようなかたちにしていきたい。この市側の狙いとして、あまり使われなくなった言葉を再認識していただいて、昔から小金井にいる方などの、こういった地名を使っていたことを呼び起こしていただきたい、というような狙いもございまして、下山谷というところ、多分、前面に出していきたいというのが、市の中の考えとしてはございますので。ただ、新しい方にも、「どこ見ても、こんな地名がこの辺には付いてないけどな」と言われることがないようにしていきたいと思います。

上原委員 平成 25 年と 26 年の違いというか、1 番目の「公園等利用実態調査」なんですけれども、内容はどういうものなのかということと、なぜこういうのが入ってきたのかというのを、ちょっと。

事務局 東京都の緊急雇用創出事業という補助金を活用しました事業が、この公園等利用実態状況調査になっております。目的というのは、今まで公園がどのようなかたちで利用されているかという、利用者数とかというところを、細かくは把握はできていないというところがありまして、また、緑の基本計画にも、公園等利用実態調査を行うということ、当面の目標として挙げておりまして、そういった中で、補助金を使いまして利用頻度の確認や、今後どういったかたちで公園を整備していくことが必要なのか、という目安にもなるのかなというところで、調査やヒアリング、アンケート等を、やっていこう、ということになっております。

高橋委員 先ほどの話題に戻るんですけど、石原課長がなされたこと、すごく大切なところではないかなと思うんですね。最近、僕ら、20 世紀の段階で、例えば区画整備事業をやりますと、必ず町名変更やらなきゃならないと。これは法的に決まってるわけです。そういう段階で、～が丘～台とか、こっちから 1 丁目、2 丁目、3 丁目と、より合理的な名前に切り替わったんですけどね。最近、昔の地名を復活しようというか、旧町名がその土地の歴史を語ってるわけなんで、そういうものを大切にしよう、という動きが一方である、という指示で、多分、石原課長は話されたと思うんで、その辺をどういうお考えになるかを。さっき、懐かしさというか、そういうお話されたんですけども、そういう意味で非常に重

要なことで、それは新しく小金井に入ってこられる方々にも、伝わっていくということが、その土地の中に生まれるみたいになってくるんで、ぜひ、そういう意味で、この地名は残していただいたほうがよろしいんじゃないかな、と思うんですけどね。そういう場所、結構あるんだと思うんですよ。小金井の場合は、貫井だとか梶野とか、昔の名前が残ってる。だけでも、何丁目というふうに変わっているのはあるんですけども。町名変更をやったのは、小金井は 60 年代とか、そんなもんですか。70 年代？

環境政策課長 昭和 30 年代だったと思いますんで、1950 年から 60 年ごろ。ちょっとはっきり今、覚えてはいないんですが、市制施行の前後だったと思ってます。

高橋委員 緑地政策だけの問題じゃないと思うんですけども、古い名前をできるだけ使うことで、子どもたちへの啓蒙・啓発の手段にできるところ。そういうのを積極的にやるように、ぜひお願いしたらと思うんです。

会長 下山谷というのは、CoCo バスの、東小金井へ行くやつに乗かって行くと、下山谷というバス停があるんですけども。多分、あれの由来を知ってる人は、誰も。誰もというか、非常に少ないと思います。

柏原委員 電柱にも。NTT の電柱に、いまだに残ってるどころ、ありますね。

小山委員 もっと古いこと言えば、是政とか、染谷とかと、府中のほうの飛び地があった。そこが新田で新しく町名、町を形成した、なんていうこともありますから。あるいは、栗の木も、昔は献上したと、皇室のほうへ。そういう名残がありますから、くりの木公園ですか。ですから、そういうことの歴史なんかも、高橋先生おっしゃったように、やっぱり大事にしていくということが、これから必要かなと。僕、小金井市の成り立ちにも関わってくる問題だと思います。そうやって自分の町を、兄弟じゃないですけど、大切にしていこうということは、重要なことかなというふうに思いますね。

上原委員 そうですね。公園で遊びながら、そういう歴史なり親子のつながりなりしていって、すばらしい。

鶴切委員 すいません。下山谷の整備事業なんですけど、あれは、いつごろ伐採が始まりますか。

環境政策課長 今、入札業者さんを募集して、間もなく開札されるという段階ですので、来年度早々ぐらいには、木に手が入って。計画してから、だいたい準備というか、そういったものが入ってくるのが通例なんで、なかなか2月に契約して3月からバーツと工事が始まる、というペースでは進めづらいかないかと思ってまして、4月ぐらいには、中に入って木を触るとか、それからことが出てくるのかなと思ってます。

鶴切委員 うちのほうの畑に、5、6メートルぐらい枝が出てまして……。まだ市に寄付する前にも切らせてくれ、と言ってたんですけど、切ってくれと言ってたんですけど、なかなか切れなくて。いつになったら切ってくれるのかなと。

高橋委員 図の後ろの付図は、これは2番目の事案に関係して？

事務局 そうです。

高橋委員 この緑化施策の関連じゃなくて？

事務局 はい。

小山委員 ちょっと2点ほどお聞きしたいんですけども、25年度、26年度の両方の事業にあるんですけども、自然保護教室、「庭いらずのガーデニング」のこの事業の、ちょっとご説明をいただきたいのと、それから剪定ボランティアとの植栽管理というのは、その剪定ボランティアさんというのは、どういう方なのか。本職の植木屋さんなのか、そういう経験がある方なのか。あるいは植栽管理というのは、どの辺の管理をされてるのかというのを、お聞きしたいと思います。

事務局 では、すいません。私のほうから、自然保護教室のことを。自然保護教室、「庭いらずのガーデニング」といいまして、これは市報でもって募集いたしましたまして、だいたい15人ぐらいの方を募集いたしました。講師には、一応、日本ガーデンデザイナーズ協会の会員である杉山薫さんに、去年もお願いしてまして、今年もお願いしたいと思います。1部と2部がありまし

て、1部は講義ですね。緑に関するいろんなことを講義していただいて、2部では、実際に鉢植えですね。寄せ植えというんですか、そういうことを実際にやる、というような内容でやっております。一応、対象といたしましては、市内在住の方で、初めて受講する方、ということでもって募集をして、参加費は無料ということになっております。以上です。

事務局 剪定ボランティアさんについてです。ボランティアさんに、一定の講習を受けた方々に、市内の公園数カ所、月だいたい2回ぐらい実施しております。

片岡委員 私が小長久保でボランティアをやっております、長く。それで、皆さん、マニアックなんですよ。それで、本当は赤、白、黄色とか、そういうのが本当、本来あれなんですけど、皆、黒っぽいパンジーとか白っぽいのか、あとは、ちょっと変わった要望があつて。やってる方は、ものすごくいいと思うんですけど、小さいかわいらしいお子さんは、「赤いの、ないの?」「黄色いの」とか言われるんですね。でも、これは一つのやり方で、いいかなと思って。皆で相談しながら、やってるんですがね。

それからちょっと、また気が付いたこと、あるんですが、小長久保を、いつもお友達に紹介するんですが、わからない方が多いんですよ。住宅地の。本当は、どこか農地の、普通のお家の方のご厚意で、そこに看板でもかけていただきたいと。本当に助かると思うんですが、それがなかなか。リーダーの要望もいっぱいあるんですが、どうもなかなか進まないようなんですけどね。これから、ちょっとしていただきたいかなと思って。だから、そういう場合は、市だけで動いていただかなくて、私たちも一緒に動いたほうがよろしいんでしょうかね。どうですか。

環境政策課長 ちょっと、剪定ボランティアの説明が、ちょっと補足から入りたいと思うんですけど、実は剪定ボランティアさんというのは、公民館の緑分館で、剪定講座、木の剪定をする講座を卒業した方の、自主グループという位置付けでございまして、基本的には、公民館の学習を終えた方なので、プロというわけではないんですけども。ただ、公民館の講座で、ほとんど講師をできるぐらいの、元プロの造園などを仕事にしてた方も、サークルの中に入られてやっていて、お互い研鑽してるということで、入ってる方々、皆さん、そういう元プロの人に近いぐらいの腕前になってきてる、という現状があるようございまして、市の公園の生け垣なども、精力的に刈り込んでいただいておりまして、非常に、市の維持管理の経費面での抑制に

も非常にご協力いただいているという団体です。

それから、小長久保公園についての提案でございますけれども、こちら、おっしゃるとおり、我々も異動してきた人間などは、この小長久保公園に行き着くのが非常に難しい状況があつて、かなり細い道を入り込んでいかないと、公園まで行き着けないというところがありまして、だんだん買収も進んでいっているので、小長久保公園自体の面積は増えていっておりますので、どこか、人通りが、ある程度あるような、通りに面した小長久保公園の買収済みの土地などに、小長久保公園、全体のこういうところ、範囲が小長久保公園になりますよ、というようなこともお知らせしていければ、というふうに考えてございます。

会長 例えば、滄浪泉園なんかは、入口のところに矢印というか、滄浪泉園だよなというのが書いてありますよね。昔はあれがなかった。ずいぶん昔かもしれませんけど、どこにあるか全然わからないという。ちょっとだけ入り込んで行っただけですもんね。わからないという状況があつたんですけど、今はあれがあると、だいぶわかるような感じですね。小長久保公園については、多分、そういうようなものは、どこにもないですね。

環境政策課長 ないですね。

会長 そういうものも、また考えていただけるといいんじゃないかなと思います。

上原委員 おそらく、北大通りから入れるんですよ。

環境政策課長 入れます。

上原委員 おそらくあそこから入る方、多いと思うので、一番入りやすい入口あたりに、そういう掲示をしていただくと。

高橋委員 先ほどの花壇ボランティアと、剪定ボランティアと、2 つある、2 種類ある？

環境政策課長 そうですね。

高橋委員 一つは、予算規模がどれぐらいなのか。それから、構成員は？

要するに、2つのボランティアというのは、どういう人たちが携わって
いただいているのか、というあたりの構成員、それを教えていただきたいん
ですけど。

もう一つは、ほかの市でも、結構こういう例があるんですか。3つ、ち
よっと教えて。予算規模とメンバー、構成員と、それから、他の市の例が
わかりましたら。

事務局 予算規模については、約140万程度となっております。

高橋委員 それって、おのおの？

事務局 花壇ボランティアのほうですね。

高橋委員 花壇が百何十万？

事務局 花壇ボランティアというのが、110万弱ぐらいですね。消耗品とかボラ
ンティア保険料とか、あと、花の苗とかというかたちで。

高橋委員 現物？

事務局 そうですね。そういったかたちで110万程度となっております。

高橋委員 剪定のほうは？

事務局 剪定のほうというのは、特に経費というのは……。

環境政策課長 剪定のほうは、剪定だけにかかる費用って、算出できないんですけ
ども、うちのほうで支援してる内容として、剪定し終わった木の剪定枝を
市が回収してます。それが剪定ボランティアさんがやってもらったもの
だけではないんですけれども……。

高橋委員 ボランティアみたいな報酬はないと？

環境政策課長 はい。

高橋委員 要するに、植栽管理用のいろんな費用がかかるんで、その予算はあ

るけれども、ボランティア費用はないと？

環境政策課長 はい。保険代をお一人年間 300 円、市から補填していると。

高橋委員 ほかの市も、こういう例はあるんですか。

環境政策課長 剪定ボランティアは、非常にほかの市ではないんじゃないかと思っ
ます。

高橋委員 小金井市特有のもの？

環境政策課長 はい。花壇ボランティアについては、いろいろな市でやられている事
例のほうは、聞いたことがございます。

高橋委員 希望者がいっぱいおられるのかどうか。

柏原委員 なかなか、応募しても通らなかつたりするんですよ。

事務局 剪定ボランティア、だいたい 50 名ぐらい。

高橋委員 花壇もそうですね、剪定もそうですけども、普通、業者委託しますよ
ね。市民の方が自らやってくれと、業者の方が嫌がるケースがあるん
ですよ。だから、市としてこういう制度をつくってるということで、
業者の方々にはご理解いただくということ。だいたい、ほかのところ
でもやってるんですよ。だんだんこれから、市民の方々にやってもら
うという時代になってるんだよということは、多分、各市とも共通して
ると思うんで、そういうのをしっかり組織としてつくっていくというの
は、環境政策として非常に重要なものがあるんで、小金井市がその先端を
行っていただくというのを、ぜひ。

柏原委員 宣伝したほうがいいですよ。

会長 そうですね。宣伝したほうがいいですよ。50 名というのは、さっき 2 つ
ほどグループがあるというお話でしたけども、それ合わせて 50 名？

環境政策課長 剪定ボランティアは 1 団体で、50。花壇ボランティアが、小長久保公

園、それから梶野公園、それから桜町公園、貫井、かしの木公園と書いてあるところですね。主な古いところだと、その4つぐらいなんですけども、小長久保公園、何名ぐらいいらっしゃるんですか。

片岡委員 うちは10名ぐらいですけど、10年になります。でも、行かれる方が行くので、強制性はないです。

環境政策課長 ほかの公園は5人ぐらいから、少ないところでは、3名ぐらいでやってらっしゃるところもあるように聞いております。

高橋委員 ぜひ、そういうのを整理していただいて、委員の方々、手に持ってるんで、PRできますよね、こういうのは、大々的に。

会長 そうですね。

高橋委員 だから、小金井市はこういうことをやってるということを、機会あるごとに宣伝されたらどうですか。

会長 市内だけでなく、他の市に対しても、小金井市として、宣伝が十分できることだと思います。

環境政策課長 これの宣伝というのも、ちょっと趣旨が違うのかも、知れないんですけども、緑の全国大会というようなところで、市内の緑化活動みたいなものを表彰していただける、全国規模の大会がございまして、剪定ボランティアにしても、小長久保公園で活動してる花壇ボランティアさんにしても、その全国大会のほうに、小金井市で活動してる緑化市民活動ということで、推薦いたしまして、どちらの団体も表彰を受けております。

片岡委員 3回ですね、都とかね。それで今回も市で。それで今度は、市が主だってやっていただいて、あとは私たちのグループで、パーティやるとか、リーダーのお庭が広いから、そこで持ち寄って皆でパーティをやって、それできずなをつくっていくというんですね。それで、たまには地方に車で皆で行って、花壇、例えば蓼科の、ケイ山田さんの蓼科公園行ったりとか、あと、いろんな、イギリスガーデンとか、そういうところ、皆で行くんです。今度、外国行こうかという話も出てるんですけど。でも、やっときずなができて、10年間で。その中では専門家の方もいらっしゃるんですよ。蘭展

に出す方もいらっしゃるし。でも、やっと人間と人間との付き合いができてきたかな、と思うし、それには、結局、市の方が上に立って、上手に輪をつくっていたださってるのが、本当に……。

環境政策課長 上には立てません。やっていただいて、もう、さまさまで。

片岡委員 それで、市の方も来てくださってるんですよね、毎回。

高橋委員 片岡さん、10年の歴史を、ちゃんとしっかり書いて。

片岡委員 リーダーにも言います。リーダー、専門家なんですよ。

高橋委員 それで、良い点もあるし、問題点もいっぱいあるということだよな。

片岡委員 そうです。

高橋委員 改善すべき点はどれなのか。

片岡委員 ただ、予算がやっぱり、あちこちいっぱいできると少ないから、少ないときは、種を蒔いて、リーダーのお家で。それで育てて。それで植えるとか、しております。

会長 ほかに何かございますか。26年度の一年生に記念樹を配るというのも、これも昨年と同じギンバイカですね。

事務局 はい。

会長 ギンバイカって、別に市の花とか、ああいうのには、木になってるんですけどっけ。

環境政策課長 なってないです。

会長 なってないですよ。小さくてかわいいな、ということですよ。

環境政策課長 そうですね。昔、サクラを差し上げたりしたこともあったんですけど、大きくなってしまいますので、どなたでも育てられる木を、というようなご要

望もございまして、あまりちょっと、ベランダとかでも育てられるということ。あと、それから、ギンバイカって、別名、何て言ったっけ。なんか、縁起が良い木のようなので、それで選定しております。

会長 一番最後の、ヤマザクラの補植事業ですけれども、補植というのは、どれぐらい補植をされる例なんですか。

事務局 今年度については、30本弱ですね。もともとヤマザクラがあったところに、補植というかたちで、欠損しているところに、補植というかたちで、植える予定になってます。

会長 いわゆる小金井桜の堤を再生するという。雑木を切ったところにこれを植えよう、ということですね。

事務局 はい。

会長 ほかに何かございせんか。
なければ、案件の2番。「保全緑地の指定状況について」を、事務局のほうから報告していただきます。

事務局 では、資料の4ページからになるんですけれども。前回の審議会の中でいただいたご意見の中で、「グラフ化」というお話がございましたので、ご報告させていただきます。4ページについては、環境保全緑地の面積の平成5年度からの推移になっております。環境保全緑地というのが、環境緑地と公共緑地、合わせた両方を指しておりますので、このグラフについては、環境緑地と公共緑地の合計面積の推移ということで、理解いただければ、と思います。

5ページ。こちらが、環境緑地、公共緑地、それぞれの内訳を示したグラフになります。見ていただくと、環境緑地については、微減の傾向があるのかなというふうに思います。公共緑地についても、平成9年ですかね。ここが一番多い年で、そこから少し面積が少なくなっている、という状況になります。

6ページに進んでいただきまして、こちらが年度ごとの保存樹木の本数の推移を示したグラフでございます。平成5年度のときには、本数としては993本ございましたが、平成24年度では、848本ということになっております。

7ページ、保存生け垣の指定延長の推移なんですが、こちらもしょずつ下がっている、という状況になっています。平成5年度が5,649メートル、指定延長としてありまして、平成24年度については、4,054メートルという指定状況になっております。

ページをめくっていただきまして、8ページ、こちらは、24年度ですね。指定している保存樹木の本数を、町名別に分けて示したグラフになります。下の軸に、町名ごとに、四角で囲ってあるところがあるかと思うんですが、こちらは本数の多い上位5つの区域について、四角で囲ったものでございます。最も本数が多いのが、貫井南町3丁目で、こちらが、なぜこれほど多いかと申しますと、貫井神社がございまして、登録している本数が、139本ということになっています。

2番目の中町4丁目につきましては、こちら小金井神社がございまして、指定保存樹木が、90本ございます。桜町2丁目については、こちらは聖霊修道院がございまして、保存樹木が106本ございます。

次に、貫井南町2丁目ですが、こちらは大きい神社等はないんですけれども、個人の方が多くて、保存樹木を10本以上持っている方が、個人で3名いらっしゃるということ、あとは、貫井神社の境外地があるということで、そこに12本ほど指定があるので、この地域の保存樹木が多い、という状況になってます。あと、一番右の四角の本町5丁目。こちらにつきましては、稲穂神社がございまして、保存樹木の本数が、56本ということになっております。

9ページ、こちらは、保存樹木の本数を各区域ごとに分けまして、その密度を出したものになります。大きな傾向としては、区域ごとに、そこまで面積に大きさが違いがあるわけではないので、上の8ページと同じような傾向のグラフにはなるんですけれども、やはり貫井南3丁目、中町4丁目、桜町2丁目辺りが、本数が多い。密度として、本数の多い区域となっております。

次に10ページ、こちらは、保存生け垣の延長を町名別に示したグラフになります。樹木の場合と同様に、上位5つの区域を四角で囲ってあります。生け垣の延長については、樹木のように神社があるとか、そういったことではございませんで、申請のある件数に比例して、指定延長が多くなっている、という状況でございます。具体的には、最も多い貫井南町4丁目については、12件ほど保存樹木があります。そして、2番目に多い本町4丁目。こちらについては、13件の申請をいただいているということなんです。だいたいこのグラフで言う100メートル、指定延長が100メートルぐらいにあるところについては、3件から5件ぐらい、ということになっております。

ので、指定件数に比例して延長が伸びている、という状況です。

11 ページですが、こちらも樹木と同様に、各町名別に、生け垣の密度というものを出したグラフになります。こちらについては、中町 4 丁目が、最も生け垣を目にする機会が多い、というデータになっているかと思いません。

事務局からは、以上です。

会長 どうもありがとうございます。大変わかりやすいグラフができ上がった、と思います。事務局の方、どうもご苦勞様でございました。これにつきまして、ご質問ございましたら。

上原委員 なぜ、中町 4 丁目が多いのでしょうか。この生け垣ですね。

柏原委員 古い住宅が多いのではないのでしょうか。今は新しいのが本当、これでいいのかと思うぐらいどんどんきちゃってますけど、結構、皆さん、だから昭和 25、26 年から住宅地。それと野川と田んぼが。今もありますけど、そういう古い住宅地が。坪数で言うと 100 坪とか農家とか。そういうものではなくて、普通のお家があって、そういう方は、ずっと住み続けています。

生け垣をずっと昔から持ってらっしゃった。それが、今はもうちょっと、去年辺りから、おかしくなりつつありますけどね。地主さんはもう相続で。そこはちょっと今。坂下だったから、皆、昔は、あんまり新しい人は住まなかったんじゃないかな、という気がします。

鶴切委員 事務局に質問ですけど、公園の中の大きな木というのは、保存木には入っていないんですね。

環境政策課長 はい。

鶴切委員 ですから、ここで保存木のデータとか垣根を見ても、この町名には非常にたくさんあるよと言っても、緑の緑化率といいますかね、それで行ったならば、公園のあるところを足さない。これで見ると、誤解を生じますということですよね。ですから、公園の中の本数も仮に加えた緑化率というところの、町が非常に緑が多いというのが、わかったと思いますけど。単にこれで見ちゃうと。緑という点で見たら間違い……。

環境政策課長 今回の資料については、制度の数値の報告ですので、鶴切委員おっしゃるような趣旨でご覧いただくためには、「緑の基本計画」をつくったときに、緑被率を調査してございまして、町名別の緑被率も算出してございまして、そちらを参照していただくと、町名ごとに緑の濃いところ、薄いところ、というのがおわかりいただけるかと思います。

会長 ただ、逆にそういう公園とか、大学とか、そういうところは含まれてこないわけなんですけども、そういうところは、なかなか減らないので、やはり緑の基本計画や何かで出したものでも、減っているものの原因は、まさにここにあるんだと思うんですね。やはり政策として、今後どういうふうにしていくかを考えるときの基本となる、これはデータだと思います。

副会長 例えば、貫井北町 3 丁目かな。それから緑町 3 丁目辺りで、大きな農家があるんだけど、保存樹木を見ると、実は少ないんですよ。ひょっとしたら、保存樹木に指定されると、しっかりと管理しなくちゃいけないとか、ということがありますよね。それでも、あえて、大きくなりすぎちゃって、管理できなくて抜いちゃった、登録してない、というようなことが発生していないか。何となく、もうちょっとありそうなところに、樹木数が少ないような感じをちょっと受けたんですね。もう本当に巨木になってしまって、どうしようもないというときに。それから、将来、代が替わったときに、これは開発せざるを得ない、相続の関係でというので、登録を抹消してしまったというようなところも、実は出てきているんじゃないかという、ちょっと危惧を持ったんですね、これを見て。

それに対する質問と、それから併せて、やはりどうしても、保存樹木の本数が減っていつていきますけれども、市として何が原因なのか。今まで関わっていらっしやって、どんなことが考えられるのか、というご意見をいただきたいということなんです。

環境政策課長 農家の保存樹木についても、一定、かなり大きなもので、周辺に影響を与えるものについては、適正管理の、確かに義務はございまして、とても適正管理をするには足りる額ではないんですけど、年間 2,000 円という額なんで、それを支給してます。ただ、維持管理面での市の支援のほかに、損害賠償保険を市でかける、というのがございまして、周辺の駐車場などの車に、枝が落下したような場合に、市がかけた保険によって損害を補償することができるというところを、長所と見ていただいて、登録されている農家の方は、決して少なくないというふうに思っております。すべて

が、貫井北町 3 丁目、緑町 3 丁目辺りの農家の方が、すべて大きなものに対して、漏れがないかというところの確認までは、ちょっとでききれてない、というのは現実です。

それから、減っていく原因としては、やはり保存樹木を持っていらっしゃる方は、敷地の大きな方で、農家はもとより、個人のお宅でも、古くからあるお宅については、一定の敷地もあり、それから古くからお宅があることによって、樹木も保存樹木に該当するような大きさに育ってる方がいらっしやいまして、そういった方は、保存樹木に、農家でなく通常の邸宅でも、保存樹木の申請していただいている方は、いらっしやいます。ただ、代替わりで、お宅を複数の方で相続されて、区分けされたりするような際に、家の建て替えですとか、あとフェンスをつくり替えたりとか、そういうことに伴って、保存樹木の維持が困難になって解除される例というのは、決して少なくないのかな、というふうに思ってます。今、緑被率でも、減っていく原因の主たるものが農地の減少ですので、農家にある保存樹木が減ってるということについては、確かに原因の一つ。

それからもう一つは、宅地の細分化。それが保存樹木の原因だというふうに考えております。

副会長

前から、実は僕自身が気になっていたのは、必ずしも大きければいいというものじゃなくて、本来だと萌芽更新をして、ある程度大きくなったら切っていく。それで、また育てるということをしないと。単に大きくなるだけだと、当然、寿命がありますから。それから、だんだん倒れやすくなるし、危害も与えるし。昔はそれで、柱をつくったり梁をつくったりとか、いろいろ用途があったわけですよ。一見、素人目には見ると、立派な木だなというんで、感動するんだけど、果たして、それをそのまま残しておいていいのか。逆に危険性というのも出てくるし、最近は気象変動で、倒れやすいなんていうことも出てるんで。

やはり樹木の質というのを、どういうふうに考えるのかという議論というのは、僕自身もどういうふうに考えたらいいかと。手立てはなくてはならないんですけども、ただ、そういったことを、市民全体で考える時期に達しているな、と思って。だから、市にどうせよとか言えないんですけども、かなりの巨木が巨木のまま孤立して、どんとあったり、あるいは農家が、周りが敷地になってしまったり、残ってしまったり、という中での保存樹木、巨木というのを、どういうふうに位置付けていくのかというのは、これは都市の中での大きな問題だな、というふうに思っております。すいません。意見なんですけど。意見というか、感想なんですけど。

環境政策課長 意見なんです、よろしいでしょうか。萌芽更新ということで、クヌギとかコナラなどの薪炭林のようなものについては、一本立ちではなく、何本もかたまってある、ということのほうが多いので、その大きなクヌギ、コナラについて、保存樹木に指定してる例というのは、少なく、環境緑地や公共緑地として、そういった薪炭林の雑木林的なものについては、指定している例が多いのかなと思ってます。

それからあとは、使っていくという中では、ケヤキも萌芽更新の対象木かな、とは思っているんですけども、ケヤキについても、新しい住民と古くからいる人で、価値観が違って、我々のほうで、すごい立派なケヤキで、これはいつ植えられたものですか、というふうにお尋ねしたところ、保存樹木の所有者の方のお答えでは、「これはまだ新しいです。たった140年しか経っていません」というご回答が返ってくる。その方の家なんかは広い敷地なので、きちんと周りの方に迷惑がかからないような、管理ができてから、そういう140年もののケヤキも、それほど大きくはない、という言葉が出てくるのかもしれないんですけども、そういった適正な管理というのは、場所とかそういったものによって、どこのどの木が適正かというのは、それぞれ判断していかなければいけない問題かな、と思っております。

会長 なかなか難しいですね、本当に。それは、そういう地域の希望として、すでに管理をし始めている、そういう自治体というのは、どこかありますか、そういうところ。

環境政策課長 管理をし始めている……。

会長 ええ。考えを、始めているようなところですね。量的ではなくて質的に。何か参考になるところがあればいいですね。

環境政策課長 うちがまだちょっと、緑の基本計画の中で書いてあるんですけど、取り組んでないもので、区部などの、市で始まっているような取り組みとして、市民緑地みたいなかたちで、所有は民間のまま、維持について市民団体組織みたいなものが、その樹木や痩地などの管理をしていくというような、半官半民みたいな、緑地の制度というものの活用が、世田谷区などで始まっている、というような事例は、聞きますけれども、なかなかそこに対しても、やはり市民の方、全く、手弁当でやってください、という話に

はならないので、行政のほうから、一定の金銭的な支援というものがあって成り立ってるのかな、というところはあると思いますので、そういった制度の取り組みというのは、今後、進めていかなければいけないのかなと思っています。

会長 緑の基本計画は、あれだけ時間と回数かけてつくっているものですから、やはりあれを活用できるように、ぜひとも市のほうとしても、行動をしてもらえると良いなと思いますね。

副会長 都市部で緑を保存する、維持するというのは、結局、民間の力だと、もう無理、正直言って。要するに、相続の問題が絡んでいて、生きていくために売らなくちゃいけないという。そういった中で、公共行政の果たす役割って、非常に強くなってきている。民間のものであっても、それを活用するという税制の問題とかをクリアするとか、相続税まではいじれないと思うんですけども、何かそういった工夫を、積極的にする。それから、小金井市、お金がないけれども、やっぱり少しずつ買っていくとか、いろいろな知恵を出さないと、やっぱり目に見えて、減っていかざるを得ないんですよね。我々、そういった時代を生きている、ということにもなるというので。私個人としては、できたら、この審議会からも、何らかのかたちで緑を増やす施策を、もっと積極的にしていただきたいと。具体的な提案ができるといいんですけども、と思っております。

上原委員 増やすとちょっと違うんですけども、やっぱり維持管理ということで。浴恩館公園、ありますよね。その近くに知り合いが住んでるんですけども、いっぱい、あそこは木があると。そして、枯れ葉が落ちますよね。そうすると、風でどンドン道のところに行くと。市も多分、きれいにはしてくださるんだろうけど、それは手が足りないから、やっぱりそこに住んでる人が、毎日のようにやって。やっぱりそれはきついと。だから、そういうふうに、やっぱり市がもっともっとやってくださると、問題なく緑を保護しながら、生活も支障ない、というか。やっぱり、そこには力がほしいな、というふうに。また片や、屋敷林に、立派な。住んでらっしゃる人と、通行してる分には、すごく空気も良いし緑は立派なんだけど、その周りの方は苦情よく来る。緑の公害ということで、雨戸にいっぱい入るし、掃除も大変だし、とにかく嫌だと。だから掃除も、やっぱり市の助けというのは大きいと思います。

副会長 ただ、何でもかんでも市というわけにもいかないでしょうし。ただでさえ厳しい。

片岡委員 これ、人間の考え方一つだと思うんですよ。やっぱり、空気の良さ、四季折々の美しさ、それを近くの方が、枯れ葉が落ちてきて「いいな、秋が来たな」とか、そういう感じ方。それで、そこに来たものは、当然、自分で集めてするのが、それは人間として……。

上原委員 半端じゃない量で、毎日のことだから。

片岡委員 そうしたら、ほかの方でも一緒にやるとか。それでまた集めて肥料にするとか。それは、価値観と心の問題だと思うんですよ。うちのほうも、サクラの木を切られたの。シダレザクラ、すてきな。それが、結局、葉っぱが落ちるから嫌だといって。本当に、そしたら、そこのお家の方が悩んじゃって、ばっさり切っちゃったんですよ。切ったあとに、皆、「あら、あのサクラはどうしたのかしら」とか言ったんですけど、それ、あとは遅いんです。だからやっぱり、ご近所の子どもたちの力を借りるなり、町会の力を借りるなりすれば。自然で。「やります」じゃなくて、自然の心から、やっていくのが一番いいんだと思うんですけど、やっぱり今の世の中、それは失われてるじゃないですか。

上原委員 そういうのも、個人任せじゃなくて、やっぱり何というか、今こういう話を聞くと、もう少し皆で協力すれば、というふうに思うんだけど、苦情というか、そういうのを聞くと、確かにもうちょっと、市がやってもらえるものならば、というふうに思ってしまう。

環境政策課長 うちのほうも、ここの場合、緑の意識がある方の集まりなんで、おそらく片岡委員がおっしゃられたような意見に傾くのかな、というふうに思うんですけど、ただ、公園とか抱えてる現場とすれば、上原委員が言っているのが、現実として。我々、緑増やしていかなきゃいけない部署なんで、公園が増えていくことって、喜ばしいことなんですけども、ただ、増えていけば、そこに隣接する方々の対象が増えていくと、やはり、やれ木を切ってほしいとか、日陰になるから切ってほしいとか、落ち葉の季節が来る前には、落ち葉が落ちる前に枝を切って、落ちる落ち葉の量を減らしてほしい、というようなご要望に応えなきゃいけない場所というのは、増えていくというのはあるんで、ここにお集まりの皆さんのような市民の方が、市

内に増えれば、我々のほうは、もっと公園増やしていく、もっと公園増やしていこうということになっていくのかなと思います。

高橋委員

やっぱり、石原さんの話したことに尽きるんだと思うんだけど、市だって、一生懸命、今、頑張ってくれてるかなと思ってね。環境部全体がね。結局、さっきのお話のように、市民のボランティアをいっぱい各地につくっていただく。ボランティアというと、消極的というか、お手伝いというか、少なくとも、自分たちの町は自分たちでつくるんだ、というぐらいの団体でつくっていただくことが、市としては、それを市はバックアップするというかたちを、とらざるを得ないんじゃないですかね。

そういう意味で、あとでちょっとお話ししようと思ったのは、今お話しされたようなことで、26年度の予算書は、もう決定してると思うんだけど、予算書に、本当にそういう姿勢で臨まなきゃいけないとなって、具体的には、この8項目の施策になるんだと思うんだけど、問題は、その最初の、イントロのところが大変重要で、これが環境政策を推進するためには、そういうことが必要であると。同時に、環境政策課だけではできなくて、さっきの話は、まさに農政の施策でしょう。それから都市公園は、都市計画のほうの仕事ですよ。だから、市の施策挙げて、こういうことをやらないと、緑は全体的に減ってしまう方向にあると。それを止めるためには、環境部が音頭をとって、関係部が力を合わせてやりましょうというのを、ぜひ、この前段に1行でも2行でも入れていただくと、まさに26年度の予定事業と。予定事業というよりは、施策ですよ。そういうふうにして、姿勢を示すということがスタートかなという感じ。

会長

そうですね。姿勢を示すというのは、確かに必要で、それはゴールですからね。そのゴールに向けて、こういう施策を今年にするんだ、ということになると思います。

鶴切委員

一つ、いいですか。今ここでは、緑を増やそうという考え方が一つですよ。我々は農家やってますから、緑の堆肥、不要品を堆肥にして使わせてもらってる。一つの手です。結局、この辺から考えますと、緑を増やすだけという考え方じゃ、ちょっとだめなんじゃないかと、僕は思うんですよ。ですから要するに、緑から出てきた廃材を、そのまま何かうまく利用するところまで、方向で考えないと、この緑のサイクルというのは、うまく回らないんじゃないかなと、近々、思ってるんですけど。仮にそういうサイクルがうまく、肥料とか燃料とか何か回ったとすれば、例えば、公園

から出てくる落ち葉の問題なんかも、その量に応じて、市のほうから支給をしてあげる、というかたちのことをすれば、周りの人も皆一生懸命やるんじゃないかな、という気もしないでもないんですけど。ですから、上原さんが言いましたように、玉川上水の南側の家、我々の知ってる家も、皆さん、サクラはきれいでいいとは言うけれど、「冬になったら、全部うちへ来ちゃうんですよ。取ったって、取り切れないんです」と、そういう方がいっぱいいるわけですね。道路はやって来てますけれども、敷地のほうは、皆、北風で飛んできちゃう、というわけですね。そういう問題がありますので、結局そこで、単にごみとして処理をするという考え方だけをしてたんじゃ、この政策というのは成り立たないんじゃないかなと、普段思ってるんですけど。機会があったら、こういうところも見ていただけるとありがたいなと思います。

柏原委員

今、市では、草とか剪定ごみを、3袋以上。それはちゃんと電話すれば、持って行ってくださいますよね。私もそれ、一応、常連で、しょっちゅう、冬もすることがあるんで、ついこの間、しましたけど。その枝とか草ごみというのは、肥料として使われてるんですか。それとも、そのまま燃しちゃうんですか。それがちょっとわからない。

環境政策課長

枝とか草木を分別して回収してるのは、リサイクルのために、分別してるので。それは、市内の業者があればいいんですけど、市内には、そういったリサイクルできる業者さんは少ないようで、ちょっと隣接の市のほうでリサイクルされている、というふうに聞いております。我々、公園についても、出る剪定枝は、リサイクルが義務付けられてるので、委託している業者さんのほうで、ご自分の会社でリサイクルする会社もあれば、そういう専門の会社のほうにお願いしてリサイクルしてる会社もあると。

上原委員

リサイクルして、何になるんですか。

環境政策課長

例えば、公園に敷くようなチップのようなものになったりとか、腐葉土になったりというところですね。

小山委員

腐葉土は、多分、今できないんじゃないかと思うんですよ、今、現状。腐葉土づくりは、この近辺の市町村の人は、できないんですよ。放射能の関係か何かで。だから、腐葉土つくっても、例えば、自分のお庭の樹木に与えるとか何とかはいいんですけども、農作物にそれを使用するというのは、

多分できないんですね。

環境政策課長 それは、ここで、解除になる調査結果が出たみたいなんで、この辺りの地域では、ここから使い始めても大丈夫、というような調査結果が出たようです。

小山委員 だから、一時的にここ数年、東日本大震災以降、ちょっとそれは、この近辺の人はつくらないでくださいという、国のほうのお達しがあったんですね。

事務局 おっしゃるように、つい先日まで、そのような措置になって、また通知が来ました。

鶴切委員 一応、今、小山さんが話したように、JAのほうからそういうお達しが来て、農家では、自宅で取ったごみの堆肥も使わないでくださいと、そういう連絡も最近まで来てます。解除というのは、まだ来てないんですけど。いけませんという情報までは、今入ってます。ですから、うちなんかも、全部寄せ集めて、端っこのほうに置いてあるんですね。どこの農家も、多分そういうふうにしてます。

私は、震災の年の9月に、もう測定器を買って、自分の家を全部測ってみたんですけども。最近、測りますと、セシウム145が、あれが2年で半減期ですね。そういうかたちで計算していきますと、だいぶ減りますねと。ほかのところで減ってるはずなんですけど。そのときに測った内容と今測った内容で、やっぱり非常に少なくなってます。堆肥にしたところも測ってみても、ほとんど変わらないんで。小金井市といっても、部分的に吹き溜まりがあるのかどうかわかりませんが、うちの場合、敷地内でしたら、ほとんど一応、ほとんど問題はないです。ただ、一応、使っちゃいけないということなんで、使ってないですが、問題はありません。

小山委員 野菜も、この近辺も、抜き打ちでやってるんですよ。ほとんど影響ないですけどね。そういう結果が出てるんですけども、それは一応、そういう国のほうの通知ですので、それを無視してやるわけにはいかないけど。ですけど、地場の野菜は安心ですから。

鶴切委員 知ってる農家では、ほとんど、買った農協で「大丈夫ですよ」と言った肥料を使ってる。自分のところのやつは、止めておいて、溜めてあるんで

すね。ですから、小金井の野菜は、かたちになるという。ほかは知りません。

会長 市として集めた枯れ枝、それから枯れ葉ですね。リサイクル業者に回して。チップをつくるといっても、多分、枯れ葉だとチップできないと思うんですよね。枯れ葉の部分は、どうなってるんですか。多分、枯れ葉が一番大量に出て、皆さん、困っているんだと思うんですけれども。

環境政策課長 市の公園の部分は、枝とかとまとめて、業者さんでリサイクルなんで、業者さんが自分のところの苗畑つくるための堆肥とかで、使ったりする部分が多いんじゃないのかなと推測してます。

鶴切委員 業者に出すときに、お金を取られるんですか。

環境政策課長 取られますね。それも含めて、管理費用ということで。

会長 枯れ葉だけでも相当な量になると思うんですね。うちの学芸大学の場合も、枯れ葉は大量に出るわけですよね。昔は本当に焚き火で処理なんかもしてますけども、今できませんから。結局、業者に、どこかに持っていってもらって、何かしてるんですよね。その金がどうなってるかが、ちょっとよくわからないところはあります。ただ、結局それが肥料となって、大学へ戻ってきて、その木に与えられてる、ということはないわけですよ。おそらく、市の枯れ葉についても、また市へ戻ってきて、樹木の栄養になってるということは、あんまりないんじゃないかと思うんですね。結局、業者へ持っていかせると、土地が痩せていく、という持ち出し現象だけが起きてしまってるんじゃないか、と思うんですね。その辺のことも、長期的には考えていかなくちやいけないだと思います。農地ですと、また、農作物をつくるということで、堆肥を入れて、土地を肥やすということはあるんでしょうけれども。

小山委員 枯れ葉も、もう燃やすこともできませんからね。昔は燃やして、肥料にしたんですけど、今は、ちょっとでも煙。多少、断ればいいんですかね。

鶴切委員 あれは、都条例で、清掃と廃棄の法律というのができてまして、農家の場合には病虫害対策用に燃やしてもよろしい、という例外があるんですね。小金井市は詳細はないんですけども、細かいことは検討してないで、要す

るに、東京都の条例イコールになってるんですけど。ほかの市では、例えば、焼きいもまではよろしいとか。具体的に書かれてる市が、いっぱいあるんです。ですから、市のほうにも言ってるんですけども、煙が出て困るといふかたちの苦情というのは、農業委員会のほうに上がってくるんですね。ですけども、農業の場合には、今みたいに病虫害のために、一応燃やしますと、それはよろしい、というふうになってますので、やりますけれど、ただ、あまり人に迷惑をかけるような燃やし方はするな、ということを書いてください、というふうに言われています。

小山委員 どこかに基準があるとか、迷惑の基準もわからないですけど、煙の量も。病虫害の駆除といっても、現実的にはちょっと、そういうことは困難ですよ。少しでも煙出すと、すぐ苦情がきますから。

高橋委員 焚き火を復活するというのは、ないんですか。

鶴切委員 ですから、ほかの市では、小金井市は具体的に書いてないんですけど、小金井市はわからないですけど、よその市は、焼きいもはいいですよ、というような言い方はしてますよね。だから、中には、限度を超えて燃やす人は、いくらでもいるんで、その辺が、モラルの問題で、難しい問題があると思うんですね。

高橋委員 消防庁の条例？

環境政策課長 環境局ですね。

鶴切委員 あれは、もともと小平で、あの辺でいっぱい、やたらに野焼きをして、菅厚生大臣のころでしたかね、そういう話が出てきて、禁止を。実は、うちの裏の教会の横が国有地なんですね。あそこが、植木屋さんが持ってきて、水もないところで、どんどん燃やしまして、そのときは、ビニールのごみとか。警察も呼んだことがあるんですけど。その条例が終わったら、施行されましたらびたっと止めて、業者が皆、穴掘って埋めちゃうという。そういうあれがありましたんで、条例実施は非常に助かるんですけども、一部、困る人もいます。

会長 焚き火禁止条例、最初は、燃やすとダイオキシンが出る、ということで始まったんですよ。その後、少し何か変わったような気もしてるんです

けど、ちょっと詳細はよくわかりません。

片岡委員 でも、バーベキューは許される。

鶴切委員 でも、燃やす燃料が、ちゃんとそういう燃料であれば。

上原委員 すいません。落ち葉が集まったのは、その業者さんをお願いする、と言われましたけど、その量というのは、毎年どんどん増えていってます？ それとも、どんな感じなんでしょうか。

環境政策課長 公園の量に比例……。ちょっと、市民のところから回収されてるのは、ごみの関係なんで、私どもで把握してないんですけど、公園のほうは、徐々に公園の面積が少しずつは広がってるので、だんだん、業者さんをお願いしている枝や葉っぱの量も、少しずつは増えていってるのかなと。

上原委員 それは、年間いくらくらいかかるんでしょうか。

環境政策課長 ごみの量だけでは切り出せないんで、全部、枝を切るとか、掃除をするとか、リサイクルするというのを混ぜて何百万とか、そういう契約なんで。

副会長 今、フリートークになってるみたいなんで、ちょっと気が付いたことを言わせていただきますけども。一つは、さっき公園が出てきて、小金井の公園って、大きいところもあるけれども、ミニ公園とかマイクロ公園とか、それも、なんか全然管理されてなくて、ぼうぼうになってるというんで、誰も寄りつきたくない、というようなところも多くて。そういったところも、少し、さっきのボランティアじゃないですけども、「自由にガーデンつくっていいよ」みたいなかたちにして。ある程度の基準は、必要だと思うんですが、市民が、自分たちの町をきれいにするんだ、というようにかたちで参加できる。行政任せで、切ってくれとか、管理してくれというんじゃないで。そういう方向に持っていくということは、できないのかなというふうに、ちょっと考えています。それで、柏原さんなんかの、いろいろ公園調査をしていて、本当につまんない公園ばかり……。

柏原委員 「そうだ」とは言えない。

副会長

とも言えないですよね。そういったボランティア関係を、そこへ持っていくことができないのかなど。そういった仕掛けをつくれないうのかな、ということ、私が小金井の市民だったときは、思っていたんですね。

それからもう一つは、ちょっとやっぱり気になっているのが、さっき会長がおっしゃったところなんですけど、結局、これ、マクロの話になってしまいますけれども、都市化が進むと、コンクリート面、アスファルト面が増えてきて、さっきの生物量、バイオマスという点で見た場合には、バイオマスがどんどん減ってる、と思うんですね。土の中にある、樹木の中にある。それから、土の中にある菌類なんかも減ってきて。それも生物として考えるならば、どんどん減ってきてしまう。それを例えば、緑の基本計画の中で、そういったところが抜けていたんじゃないかな、と思うんですね。バイオマスの量を維持するとか。これは難しい計算ですけども、これ以上は減らさない。単に見える樹木というだけではなくて、バイオマスの収支というのを一定に保つとか、そういった概念というのが、必要なんじゃないかなと思って。例えば東京全体で、もうアスファルト化して、本当、緑の砂漠になって、あと、ヒートアイランド現象も起きて、土面が本当に減ってきて。おそらく掘り起こしても、菌類は全然いないような、そういった土というか、訳のわからないものに変質してきているという。そういうのは良くないと思う。人間の健康のためにも良くないし。広い意味での、微生物の環境のために良くない。それを考える時代に来てるんじゃないかなと、私は勝手に、ずっと思ってるんですね。バイオマスを減らさないためには、どうしたらいいのか、というときに、やはり土面をある程度維持する、ということが、一番わかりやすい指標じゃないかなと思うんですね。緑被率というのは、土面と、私は思ってるんですけども。それで、例えば、市街地がだんだん増えてきてはいるんですけども、例えば、住宅地とか、大きな建物をつくる時には、少なくとも、何パーセントは土面を残しましょうとか。それは緑被率という言葉になってしまうかもしれないけれども、そういうかたちでしか、緑を維持できないんじゃないかな、という気はしているんですね。これ自体は、なかなか、政治的な問題でもあるでしょうし、なかなか「うん」という人は、少ないと思うんですけども、そうじゃない限りは、緑は減り続けるだろうかと、押され押されて。それから、バイオマスも結局、減って、人間が本当に住みにくい人工的な環境になってしまう、というようなことを、最近、勝手に考えるように。バイオマスを増やすというのは、一つのキーワードじゃないかなと、私は思ってるんです。

それから、さらに言うならば、さっき緑があつて、風が気持ちが良いというのを、どなたかおっしゃったんですが、日本の環境計画の中で、無いのが、

風の通り道という概念。実は、私が以前の「緑の環境計画」をつくるときに、携わったときに、風の通り道という概念が、確か文言として1カ所入っていたんだと思うんだけど、結局、考えるというか、実施する余裕はなかったんじゃないかな、と思って。風の通り道って何なのかというと、これはドイツなんかでやってるんですが、町の風上に必ず森をつくって、良い風を町に送るという、そういう考え方なんですよね。それで健康のために、健康的な都市をつくらうという。そういったのは、日本の政策の中には全然ない、と言ってもいいぐらい。それを維持するためには、ある程度、広大な郊外の緑地帯を、維持しなくてはいけないんですけども、少なくともそういった概念を持っていることによって、ある程度、快適な空気、清涼な空気を維持するという。これ、これからの都市にとって、すごく大事になってくるんじゃないかなと、私は思っております。そういったのが、日本にはないな、というふうに思ってるんです。

柏原委員 いや、ありましたよ、絶対。高橋先生が一番ご専門で、そこら辺はよくわかってらっしゃって、あれだと思うんですが。そもそも家をつくるときに、基準法とか、いろいろありますけど。個人の家をつくるときというのは、風の道を。だから、昔の家は……。

副会長 私は、個人の家の話は……。

柏原委員 言ってることは、だから、地域、地域によって、南向きといっても、例えば、東京辺りだと、少し西に振ったほうがいいのか、そういうものはあって、ずっとそれに沿ってできてきたのが、どこかでやっぱり、いろいろとあって。

副会長 個人としては、個人の中ではあるんだけど、都市計画の中では、風の道を考える、ということがすごくない。昔は必ず、結局、風通しの良い家をつくるというのが。今は逆に、全部、魔法瓶のようにして、空気を入れないうで、それで保温してエコにする、という考え方になっちゃいましたから、逆の発想になっちゃってますね。

高橋委員 僕は専門家ではないけど、最近、そういう目で、緑化だとか、さっきの土の面を増やす努力だとか、そういう風の道をつくるための、何かインフラとかいうものの価値を考える、そういう視点は、ようやく出てきた感じかなとは。ただ、「これだ」というのが、多分、その土地それぞれだと思う

んで、標準化とか、そういう話にはならない、と思うんですね。だから、小金井のような、武蔵野台地と立川段丘の交差のあるようなところで、どういう施策を講じるのがいいのかというのは、やっぱり小金井で自ら考えるべきだと。

柏原委員

ちなみに、高橋先生いらしたからなんですが、今年の12月15日に、今おっしゃった水と緑と土という、土を入れたんですね。それを暮らしに生かそう、という環境講座を開いて、今までにない30名以上、約40名近い方が来てくださって。要するに、土が入ったということが、すごくやっぱり皆に。水と緑は生かしてるというか、そういう気持ちの人はいるけど、土を。そのきっかけとなったのが、先生のお話の中で、要するに、道路を、例えば6メートルもある、止めても、なかなか止まりやしないですけども、そのうちの4メートルだけはアスファルトにしておいて、1メートル、1メートルを土に戻す、というようなところがあってもいいんじゃないかと、先生のお話の中で。それで、私たち委員のほうで、それに感動しまして、それで行ったんですけどね。だから、そういう土ということに目覚めてる方が、やっぱり何人か出てきて。ただ、問題は、小さい住宅で、今、家の前のことを、犬走りと言うんですけど、そこを皆、砂利にしちゃうんですよね。皆もう、土や草が生えないように。その意識を。だから、さっき、思う人は環境について考えるけど、そうじゃない人は、どんどんそっちのほうに行っちゃう。そこをどういうふうにしていったら。考え方ですよ。だから、決して土の部分がないわけじゃなくても。小金井市の何パーセントか、木を植えましょうとか、そういう新しい案ができたときに、そういうことをなさってる、ということも伺ってるんですけど、それを否定していっちゃうというような。そことの、やっぱりせめぎ合いかしらということが。

副会長

条例で。難しいとは思いますが、今、国の法律がトップじゃないわけですから、これは小金井の、特に議会かもしれないけれども、市長さんの決断で、やろうと思えば、ある程度変えられるんじゃないかなとは思ってますけどね。特に大規模集合住宅が増えるので、その部分で緑、土面を増やす、維持するということは、すごく大事なことじゃないかなというふうに思います。

小山委員

土面の話なんですけども、先般、農業委員会のほうの、座談会というのがあるんですね。そこで土、農地ですね、畑の土が、冬場というのは乾燥

して通りますよね、風がこれから。空っ風なんか吹きまして。そこでだ
いぶ、住宅のほうに土が入ると。だから、言われた農家の方は、畑に蓋を
しろと。そういうことを言われたという農家がいるんですね。蓋をしろと
いうことって、それは、じゃ、どう蓋をするんですかという、そういうこ
とを、苦情を言う人がいるんですよね。先ほどの落ち葉の話とか、いろん
な話で、もともと生業として、古くからやってる農家の方というのは、大
概、嫌になっちゃいますよ。そういうことをしょっちゅう言われると。農
家のほうの言い分としては、なんで、後から来て、そんなこと言い出すん
だとか。それは当然、社会の変容とともに、住宅、都市化も進みますから、
それは当然、そういうことになってくるんですけども、あまりそういうこ
とばかり言われると、もう小金井では、農家ができないと。それこそ、土
もなくなっていく。さっきの、人工的な環境に。それが、ぬくぬくとして
良いのかどうか、どっちを取るのか、という話になってくると思うんです
けども、どう自然と共存していくのかな。さっきの課長さんの話にもあり
ましたけども、価値観の多様化というのはいいんですけども、確かに違
うんですけども、それをお互いにどう認め合っていくのか、どういうところ
だったら、お互い譲るのか、一緒に生活していけるのか、ということを少
し考えていかないと、あまりにも極端に「農地に蓋しろ」と。そういう話
は、初めて聞いたんですけど、もうそういう言葉が、現実に出始めてる
ということですので、これは本当に、どう人々の意識を、自然との共存とい
うことで、考えていくのかということ、何かしないと、大変危険な、怖
い社会になっていくのかな、という思いは、実は強くしてるところであり
ます。

会長 そうですね。今後のことを、本当に考えていかなくは、新しい問題も
出てきたんじゃないでしょうか。これは話してると、本当に一日じゃ終わ
らない話になっちゃうんですよね。まだ資料が2つ残っておりますので、
そちらのほうへ移りたいと思いますけど、よろしいでしょうか。事務局か
らお願いいたします。

事務局 では、資料2部ございまして、「生け垣現況調査及び啓発業務委託」とい
うものと、「はけの道環境整備に伴う基礎調査業務委託」ということで、ご
説明させていただきます。

まず、「生け垣現況調査及び啓発業務委託」ですけれども、平成24年度、
緊急雇用事業ということで、小金井市が行った生け垣の現況調査になりま
す。概要としましては、市内全域、道路延長約196キロメートルを対象に、

生け垣の設置状況について現地調査を行ったものでございます。生け垣としてカウントしているものについては、幅員4メートル以上の道路に接している生け垣、ということで現況調査をしたところ、ブロック塀がありまして、生け垣に換えられそうなお宅に対して、「生け垣のおすすめ」というリーフレットを配布している、というものでございます。

2枚目からが、その調査を行った報告書から、資料を抜粋したのものになるんですけども、1ページ目と2ページ目が、生け垣助成制度のチラシということで、こちらがブロック塀を所有している方のお宅に置かせていただいたリーフレットになります。

3ページ目。調査結果ですけれども、生け垣の設置箇所は1,916件。生け垣の総延長が24,519.7メートル、24.5キロメートルですね。小金井市の中に、それだけ生け垣があったというものでございます。平均すると、長さがだいたい12.8メートルというものでございました。

ページをめくっていただいて、5ページ目からですけれども、こちらについては、小金井市で見られる生け垣の事例について、グループごとにまとめたものでございます。時間も少なくなっておりますので、こちらは参考にご覧いただければ、と思います。

次に、「はけの道環境整備に伴う基礎調査業務委託」という資料をご覧ください。こちらも、緊急雇用事業で、平成24年度に、国分寺崖線と野川の間の地区を現地調査して、屋上緑化や壁面緑化などについての、普及を行うことを目的として行ったものでございます。対象区域約5,000戸の緑化可能箇所の調査及び各戸へのアンケートを行っております。アンケートのほか、緑化推進のためのリーフレット、また希望した方には、壁面緑化のためのゴーヤの種子を配った、という事業でございます。こちらも先ほどの資料と同様に、市で持っている報告書の中から、一部を抜粋した資料を、1ページ目以降に付けております。

2ページ目をご覧ください。対象に対して行ったアンケートの結果ですけれども、「屋上緑化、壁面緑化等の建物緑化に、どれぐらい関心がありますか」という質問に対して、「ある」と答えた方が44%と、最も多い結果で、「とてもある」19%と合わせると、63%の方が、建物緑化に関心を示している、というデータでございました。問2ですね。「建物緑化にどのような効果を期待していますか」ということで、「癒やし、安らぎなどの心的効果」「暑さ対策などの温熱緩和効果」を期待している、ということが一番多いということがわかりました。

また、3ページ目、問4なんですけれども、「現在のお住まいは、建物緑化ができる状況にあると思いますか」という質問に対しては、「できないと

思う」が39%で、「できると思う」を上回ったという答えになります。建物緑化への関心は高いですが、実際にできるかといったら、難しいという方が多いという結果でございました。

ページをめくっていただいて、5ページ目、問5ですね。建物緑化に対して、否定的な意見というものが出ておりまして、「管理に手間がかかりそうだから」「建物が傷みそうだから」「虫が寄りつきそうだから」ということを、懸念していることから、建物緑化等に否定的な考えをお持ちの方がいる、ということもわかっております。

10ページ目の問9ですね。「育ててみたい品種がありましたら」ということで、アンケートを行ったところ、ゴーヤとアサガオが多い、という結果になりまして、この調査の中で、希望者の方には種子を送ってるんですけども、このアンケートをもとに、ゴーヤの種を配らせていただいた、というものになります。

あと、ちょっと飛ばしていただいて、16ページからですけれども、壁面緑化の事例ということになっています。壁面緑化のタイプについて、区分分けをしまして、小金井市の中でどういったものがあつたのかということ、17ページ以降に写真で示している、という調査になります。

急ぎ足ですが、以上でございます。

会長 ご説明、ありがとうございます。生け垣のほうも壁面緑化のほうも、写真が付いていて、大変わかりやすいものになっております。どうもありがとうございました。

高橋委員 2つの調査結果、すごく貴重な資料だと思うんですね。これを来年度というか再来年度の環境政策につなげていくということが、すごく重要だと思うんです。多分、課内で、この調査結果に基づいて、いろいろ分析されると思うんですけども、委員の皆さんにこれをじっくり見ていただいて、コメントしていただくというか、何か良い環境施策につながるようなものがあれば、提案をしていただくということを、ボランティアをやっていた、そこが重要なんで、そういうのを受けてもらえますか。

事務局 はい。ぜひお聞かせいただきたいと思います。

高橋委員 例えば、一つだけ申しますと、生け垣のほうの図面がありますよね、図が。この図をよく見ると、場所によって生け垣が連続しているところ、結構ありそうなんですよね。多分、小さな道を、くねくねして、つながっている

ようなところ、あるじゃん。例えば、中の辺りがそうですね。結構つながってますよね。これ、延長で言うと 800 メートルから 10 キロぐらいで、10分は歩くんですね。10分歩いて、連続した生け垣があるということは、すごく良い道のはずですよね。だから場所によってそういうところがあるので、寸断しているところをつなぐ努力をすとか。多分、寸断するところは、地元の方、「この家なら大丈夫そうだな」というところがあると思うんですね。そういうので、寸断を生け垣にして、連続させて、1 キロ以上プラスとか、そういう施策があると、おもしろいかなと思って。というんで、これを機会に、委員の皆さんに、点検していただいて、市のほうに施策の提案をするということを提案したいと思うんですが。

鶴切委員 ちょっといいですか。この生け垣の地図は、4メートルに隣接していないところも入ってるんですか。

事務局 4メートル道路に接しているところだけです。

鶴切委員 ということは、むしろ細い道、いっぱいあると思うんですね。ですから、細い道が入ってくると、もっと道がはっきりわかるんですね。

高橋委員 全体で見るとは、こういう図面が一番いいけども、部分的に拡大して見るというの必要。

事務局 制度上、申請していただいてないと、すべて生け垣ということで、把握は、ここではしてないので。

鶴切委員 あっても、書かれていないところ、いっぱいあるんですね。

事務局 そうですね。もしかしたら、申請してない方もいるかと思います。

鶴切委員 ネットワークがつながって。

会長 この写真のところには、10メートルいってないような生け垣も、結構、入ってますよね。ですから、やはり 10メートルいかないものを、どういうふうに関後、増やしていくかというのは、大きなところではないのかなと思います。

それから、壁面のほうでも、19 ページにある「壁前植栽」というの

があって、「かべまえ植栽」ですか、19 ページ。これなんかは、生け垣と大して変わらないと思うんですけども、これは生け垣ではないんですか。(5) 19 ページ。

環境政策課長

この「壁前植栽については、植栽がつながったかたちで生け垣的になってるところと、もう最初から生け垣の助成を受ける段階で、植栽の連続性みたいなもので、生け垣として助成を受けてつくりたいというものと混在してますので、最初から植栽の連続性によって生け垣として助成してもらいたいというところは、うちのほうでも把握はしてるんですけど、ただ、それも最近の流行りというか、ここ 2、3 年の中で、そういうガーデニングで生け垣をつくるみたいな考えが出てきたので、従前の事例にはあまりなかったんですけど、ここ 2、3 年の事例の中には、そういうものも生け垣の造成を申請して助成してもらいたいという申請が出てきております。

会長

結局、生け垣をつくるのが難しい時代になっては、きてはいるんですけども、建物を新しく建てる人も、生け垣は難しいけども、こういうかたちでできるということを、考え始めてきたと思うんですね。ですから、そういったものを取り入れられるように、市のほうの条例を変えるとか、そういうことが必要なんではないかなと私は思います。

環境政策課長

こういった、ちょっと従来型の生け垣じゃない、ばらばらの 5 つ、6 つの樹種で連続させてというものも、生け垣として助成してる事例がありますので、生け垣という定義がどうかというのは、それぞれイメージみたいなものがあるとは思いますが、条例上は、そういう樹種が違ってものできないとかという規程がないので、緑が連続してるということで、これは助成しない理由には該当しないだろうということで、助成はさせていただいております。

副会長

ちょっと確認をしたいんですけども、生け垣が中心ですが、生け垣とか、普通の塀にしても、動くというのは、結局、新築のときで、一度つくってしまったものを壊して、あるいは修理してというのは、なかなかできないと思うんですよね。そうすると、マンションにしても、戸建てにしても、結局、緑を増やすというのは、まさに新築のときに、何らかのかたちで、例えばマンションで道路に面してとか、必ず生け垣をつくりましょうとか、あるいは戸建てにしても、道路に面してる

ところには、必ず植栽をしましょうとか、何かそういったものを入れていくということとはできないのか、あるいは、ある程度やっているのか。あるいはマンション業者が自主的にやっているのか、その辺りはどうでしょうか。

事務局 開発の関係でして、宅地造成も含みまして、緑化に努めることというかたちで、20%の緑化を求めています。

副会長 敷地の20%？

事務局 敷地引く建物面積の20%を、開発の場合求めていたり、宅造の場合も、20%を努めることというかたちで求めています。

副会長 それは指定地域で、例えば市街調整地とか市街地とか、皆同じ一律20%？

環境政策課長 市街化区域なんで、全面、そうですね。

副会長 市内全面？

環境政策課長 はい。ただ、開発にかかったものしか、我々、指導できるチャンスがないので、開発の指導でしか、できてないというところが。

事務局 戸建ての宅地造成とかの場合は、業者が来たときに、売り出すときに、個別でお客様にそのように伝える、というかたちで努力するようにはお話をしております。

環境政策課長 一軒建ちのものなんかは指導する機会がないので、我々、建築指導事務を行ってないんで。5戸、10戸とかという宅地造成をする会社が、こちらへ来るときは、そういうチャンスがあるので、20%緑化する義務があるんだから、そのとき、生け垣助成制度を使うと、全額、買った人が、購入者負担じゃなくてできるんだから、生け垣造成制度もあるんだから、購入する人に、緑化するツールとして、生け垣助成制度を使ったら、というご案内してください、というような、そういうような指導の仕方ですね。

副会長 それを利用している人、どのくらいいる？

環境政策課長 年間 5 件とか、そういった分量かな。

事務局 業者の方経由で来ることありますので。それは新築のときとか。

環境政策課長 マンションについても、20%緑化のツールとして、道路側のところの植栽とか、そういうもので緑化することも、20%換算できるよ、というような。

副会長 逆に、マンションのほうが、やりやすいということもありますかね。

環境政策課長 そうですね。マンションのほうが、直接そのまま開発者が販売者になってるケースがほとんどなんで、その場で指導が完結しますけども、戸建ての分譲の場合は、宅地造成業者があつて、それから家を建てる業者があつて、さらにそれを買う人とか、あるいは土地のままで買う人もいたりとか、いろんなケースがあるので、ちょっと徹底は難しい、という面はありますね。

副会長 気持ち、緑のデザインは、あるなと思うんだけど、少ないなと

環境政策課長 非常に嫌がられますね。20%も、条例じゃないんで、指導要綱の中にある基準なんで、「これ、基準なんで、罰則ないんでしょう」という言われ方は、常套句です。

副会長 そのとき、どう答えます？

環境政策課長 「皆、やっていただいています」と。

副会長 現実には、戸建て 20%満たしてないところも、たくさんありますよね。これを条例化するとかというのは、これは議会が動かないと、ですけれども、そういった動きというのは、ないんですか。例えば、三鷹市なんか、割合、厳しい条例で枠をかけてると思うんですけど、いかがでしょう。

環境政策課長 建築指導とセットでないと、条例化しても実効力がないのかな、と

いうところがありますね。建築指導やってない課が、条例化した場合に、緑化計画書とかを、東京都の建築指導事務所に出したりするものと、別立てで、こちらに来るのがありますが、建築指導の場合、それ、建築確認を下ろさない、という対抗策があるんですけども、条例の場合、罰則とか、そういう話にはなかなかかなりづらいので、努力義務だったら、今の指導要綱と変わらないんだから、条例化する意義が見出せない、という論点に戻ってしまうのかなというところがあります。

高橋委員

基本は、さっき片岡委員さんがお話しされたように、市民の意識の問題で、だいぶ変わってきてるところですよ。僕らの意思も、僕自身もすごく変わったんですけど。家の前を緑化することで、不動産の価値が上がるとか、そういう時代に、必ずやなるはずなんだと思うんですよ。それを期待することかなと思うんですが。そういう気持ちに皆さんがなれば、さっきの「農地を蓋をせよ」なんていう人は、出てこない。だから、今、そういう意識の転換期になったら、大いに宣伝するということが重要かなと思って。その意味で、市が、例えば、条例をつくって、それをバックアップするとか。市役所の役割も、これまで、自ら先頭を切ってやって、何もかも「市だ」というふうな時代だったけど、今はもう、これからは違ふと。市民がやられることを、市がバックアップする、というような姿勢が変わってきたら、いいんだと思うんですけどね。

副会長

そのためにも、環境意識を変えるような、環境広報の役割って、すごく大事な時代になっていて、なかなか行政というか、市一般の広報の中では、わかりませんよね。もうちょっと目立つように。駅前に環境広報板をどんと置くとか。わかりませんが。ホームページでも、もっと目立つところに、トップページに出てくるような感じですか。やはり意識改革をしていかないと、何も始まらない。

会長

新しく来る方というのは、小金井市在住で、小金井市に住む人もいるかもしれませんが、外から来る方ですから。その外から来る人に対して、環境意識の高い人を呼ばばいいわけですよ。そうすると、小金井市のホームページか何かも、もっとトップに、パンと。例えば「小長久保公園の花壇を、市民がやってますよ」みたいな大きなものが出てくるとか、ホームページは、効果はあると思うんですね。パン

フレットというのは、必ずしも外から小金井市に来る人が、小金井市の市のパンフレットを、市役所に取りに来るとかは、多分ないでしょうから。やはりホームページによる発信というのは、もう少しやっていると、効果が出てくるのではないかと思います。

副会長 単に水と緑の小金井ということ、どこかで一言標語みたいに貼ってあるのではなくて、そのために実際に何をやっているんだということ、きちんと示す掲示板とか、すごくやっぱり大事な時代だと思うんですね。微力だけでも、これだけやっています、ということ、はっきり具体的に示すという。

会長 小金井市に、そういう環境意識の高い人に来てもらう、住んでもらう、ということですね。

さてと、だいぶ時間も過ぎてしまいました。今年度は、これが最後ということになるわけですね。今日、最後、時間も少し足りなくなりましたので、ご意見ございましたら、課長さんのほうに、メールか何かで、ご意見を言っていただければと思います。ほかに何か。最後にございますでしょうか。鶴切委員の。

鶴切委員 すいません、私的なことですが。私が任期の関係で、今回、私、これで最後になると思いますので、どうも長い間ありがとうございました。我々の友だちの中にも、小金井市は緑があって非常に住みやすい、という人が、結構いるんですね。税金は高いですけど。この緑地保全委員会に入りまして、環境課の方と、それから、この委員会で、いろいろと長い間の努力が積み重なって、こういうことになったのかということ、ちょっと実感をした次第です。今後とも小金井市の緑、よろしく願いいたします。それじゃ、どうもありがとうございました。

(拍手)

環境政策課長 すみません。事務局のほうからも、鶴切委員さんも、そうなんですけども、今、審議会の任期が、今年の2月27日まで、皆さんの任期になってございまして、もう次の審議会は、おそらく今年度中には開催されずに、来年度に入ってからかな、というふうなことになるかと思えます。皆様方、このメンバーでお集まりいただくことは、本日が

最後になろうかと思いますので、来年度は、新しい顔ぶれでの審議会の委嘱からスタートする、ということになりますので、2年間、本当にどうもありがとうございました。

—————了—————